

熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱

制定 平成13年 9月28日企画財政局長決裁
改正 平成14年10月 1日企画財政局長決裁
平成14年12月25日調達課長決裁
平成18年10月25日総務局長決裁
平成19年 5月25日市長決裁
平成19年10月29日総務局長決裁
平成20年 9月19日市長決裁
平成20年10月30日総務局長決裁
平成21年 6月29日契約検査室次長決裁
平成22年 3月19日市長決裁
平成22年10月 8日契約検査室次長決裁
平成22年11月 8日市長決裁
平成23年10月 6日契約検査室長決裁
平成24年 6月 8日総務局長決裁
平成24年 8月30日契約検査室副室長決裁
平成25年 9月 3日総務局長決裁
平成26年 9月 2日総務局長決裁
平成26年11月21日総務局長決裁
平成27年 9月 1日総務局長決裁
平成28年 3月28日契約検査室長決裁
平成28年 9月 8日契約政策課長決裁
平成29年 9月 8日総務局長決裁
平成30年 3月16日総務局長決裁
平成30年 9月12日契約政策課長決裁
令和 元年 5月 1日契約政策課長決裁
令和 元年 9月10日契約政策課長決裁
令和 2年 3月 9日契約政策課長決裁
令和 3年 7月27日総務局長決裁
令和 4年 9月 2日総務局長決裁
令和 5年 9月 8日契約政策課長決裁
令和 7年 8月 8日総務局長決裁
令和 7年 9月30日市長決裁
令和 7年10月 1日契約政策課長決裁
令和 7年12月 4日契約政策課長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令に基づき、熊本市の物品の売買若しくは修理又は製造の請負契約（以下「物品売買等の契約」という。）の適正な履行を確保し行政の効率化を図るため、競争入札（見積）に参加する者の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

（資格審査の申請）

第2条 物品売買等の契約に係る入札（見積）に参加しようとする者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、次に掲げる関係書類（第7号に掲げる当該書類を除く。）を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、当該方法によらない場合は、物品競争入札（見積）参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 使用印鑑届（様式第2号）
- (2) 支店、営業所等の長に市との取引に係る権限の一部を委任するものにあっては、その委任状況シート（様式第3号）
- (3) 契約実績一覧表（様式第4号）

- (4) 取扱品目説明一覧表（様式第5号）
 - (5) 印刷物取扱調書（印刷業者用）（様式第5号の2）
 - (6) 生産設備明細書（車両修理業者用）（様式第5号の3）
 - (7) 市税滞納有無調査承諾書
 - (8) 相手方登録申請書
 - (9) 役員等名簿及び照会承諾書
 - (10) 法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - (11) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (12) 法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の前年分の所得税確定申告書の写し
 - (13) 営業に関し法律上必要とする許可、登録等の証明書
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請は、定期又は隨時に受け付けるものとする。
- 3 申請の時期、場所及び方法については、必要な事項をあらかじめ公告するとともに広報紙等で広報するものとする。
- 4 申請者が、申請した内容及び第1項各号に定める関係書類について、修正指示又は不足書類の提出指示に、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。
- 5 受け付けた申請書及び関係書類は原則返却しないものとする。

（特例）

第2条の2 前条に規定する書類の提出は、物品売買等の契約に係る入札（見積）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を得ようとする年度と同じ年度を対象とした業務委託等の入札参加資格について、同時に審査の申請を行う場合は、同条に定める書類の一部の添付を省略することができる。

（誓約書の添付）

第2条の3 物品売買等の契約に係る入札（見積）に参加しようとする者は、第2条第1項の規定による申請又は同項ただし書の規定による申請書の提出に際し、同項各号に掲げる関係書類に加え、適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第6号）を添付することができる。ただし、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請を行う場合は、当該申請における誓約事項の回答をもって誓約書の提出に代えることができる。

（参加者の資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条第1号に該当する者
- (3) 審査基準日（申請を受け付けた日の属する月の初日をいう。）以前1年以上引き続き営業を営んでいない者（市長が特に認めた者を除く。）
- (4) 営業に關し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者

（資格審査の実施）

第4条 市長は、申請を受け付けたときは、前条に規定する資格のほか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 従業員の状況
- (2) 資本額
- (3) 営業年数
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める項目

2 市長は、前項の審査を行い、参加資格があるものと認めたときは、その結果を市ホームページにおいて公表するものとする。

3 前項に規定する公表は、原則として第7条に規定する有効期間の開始日までに行うものとする。ただし、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号）第5条第1項に規定する公告又は第6条第1項に規定する公示に係る競争入札に参加しようとする者（以下「特定調達競争入札参加希望者」という。）について、前項の規定により参加資格があるものと認めたときは、速やかに当該公表を行うものとする。

(有資格業者の登録)

第5条 市長は、前条第2項の規定により参加資格を有すると決定された者（以下「有資格業者」といい、当該決定された日を「資格認定日」という。）を、熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録するものとする。

2 参加資格者名簿は、市ホームページ等に公開するものとする。

第6条 削除

(参加資格の有効期間)

第7条 参加資格の有効期間は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 定期の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間
- (2) 随時の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の翌月の1日から前号に規定する期間の末日まで
- (3) 特定調達競争入札参加希望者が有資格業者となった場合は、資格認定日から第1号に規定する期間の末日まで

(変更等の届出)

第8条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格申請内容変更届（様式第7号）により遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする許可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (2) 住所又は氏名（法人の場合にあっては、本社、支店等の所在地若しくは名称又は代表者職氏名）に変更があったとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 代理人を変更したとき。
- (5) 希望業種を変更したとき。
- (6) 暴力団排除措置要綱第2条第3号に定める役員等の変更があったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第4条第1項の規定により審査された申請内容及び関係書類の内容に変更が生じたとき。

(参加資格の承継)

第9条 有資格業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次に掲げるものは、その承継する営業に対応する参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
 - (3) 法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの号に類すると認められるもの
- 2 前項の規定に基づき参加資格を承継しようとする者は、参加資格承継申請書（様式第8号）に当該承継の事実を証する書類及び第2条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者へ通知するものとする。

(参加資格の取消し)

第10条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1号又は第2号に該当したことが判明したとき
 - (2) 有資格業者の代表者の死亡等により、第8条に定める届出の事実がなく、前条第1項に掲げる者からその事実を証する書類が提出されたとき
- 2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者の参加資格者名簿の登録を抹消し、その者に通知するものとする。ただし、その旨について通知すべき者がいないときは、その限りではない。
- (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し、この要綱の規定に加えて資格を定めることを妨げない。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認める場合は、この要綱の規定にかかわらず、別に参加資格及び資格審査について必要な事項を定めることができる。
- 3 前2項の場合において、一般競争入札を行う場合には、熊本市物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成13年12月1日施行）第2条第1号ウに規定する者を参加資格を有しない者と

して定めるものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡富合町の編入の日前において同町の物品売買等の契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく有資格業者とみなす。

(鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

3 鹿本郡植木町の編入の日前において同町の物品売買等の契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく有資格業者とみなす。

(平成21年度、平成22年度及び平成23年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例)

4 平成21年度、平成22年度及び平成23年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第7条の規定の適用については、同条第1号中「2年間」とあるのは、「3年間」とする。

(令和2年度及び令和3年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例)

5 令和2年度及び令和3年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第7条の規定の適用については、同条第1号中「2年間」とあるのは、「4年間」とする。

(令和6年度及び令和7年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例)

6 令和6年度及び令和7年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第7条の規定の適用については、同条第1号中「3年間」とあるのは、「2年間」とする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 様式略

様式第2号（第2条関係） 様式略

様式第3号（第2条関係） 様式略

様式第4号（第2条関係） 様式略

様式第5号（第2条関係） 様式略

様式第5号の2（第2条関係） 様式略

様式第5号の3 (第2条関係) 様式略

様式第6号 (第2条の3関係) 様式略

様式第7号 (第8条関係) 様式略

様式第8号 (第9条関係) 様式略